

毛呂山町議会議員政治倫理条例第5条第3項の規定により、次のとおり辞退届が提出されましたので公表します。

提出者氏名	件数	提出日
堀江 快治	1件	令和元年5月24日
澤田 巖	1件	令和元年7月 8日

○倫理条例第5条第1項

議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営している企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑を持たれないよう町等との請負契約を辞退しなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りではない。

○倫理条例第5条第3項

議員関係企業が第1項の規定により辞退をするときは、関係する議員を通じて議長に辞退届を提出するものとする。